

●減災対策工事を行う方限定●

令和6年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業（県市補助）

能登半島地震における家屋倒壊等による人的被害を踏まえ、県内で発生が想定されている大地震での人的被害を減少させるため、既存住宅の安全性を向上させる改修工事を優先して補助します。

☆補助額

工事に要する経費（消費税込み）の80%（30万円限度：千円未満切捨て）

☆募集期間・受付会場（いずれも、午前9時から午後5時まで）

○第1回目：令和6年4月15日（月）から4月19日（金）・901会議室（9階）

○第2回目：令和6年6月17日（月）から6月21日（金）・901会議室（9階）

※申請が少ない場合は募集期間を延長し、予算額に達するまで受付を行います。（最終8月16日）

☆申請できる方

○山形市民でリフォーム工事を行う住宅を所有し、（二親等までの親族を含む）かつ、当該住宅に居住する方。（実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要）

○市税等を滞納していない方。

☆対象となる住宅

○山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の居住専用部分。

○過去にこの事業による補助を受けた建物等（敷地内）であっても利用が可能です。

※他の要件工事による県市補助もしくは別工事による市補助、どちらか一方の併用が可能です。（併用の場合は各々申請が必要です。減災対策工事以外の申請は、抽選となる場合があります。）

☆対象となる工事

次のすべての条件を満たすものが補助対象となります。

1. 建築基準法及び関連する法令に適合するもの。
2. 次の補助要件工事のいずれかを含むもの。

1-1 住宅内に防災ベッドを設置する工事
1-2 住宅内に耐震シェルターを設置する工事
1-3 居室部分を補強する工事

3. 同一工事で、山形市や国が実施する他の補助金等を受けないもの。（対象工事が明確に分けられていれば併用可能。）
4. 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し、工事完了後速やかに実績（完了）報告書を提出できること。実績（完了）報告書の最終期限は令和7年2月14日です。

※最終期限までに実績（完了）報告書を提出できなかった際は、補助金が交付されません。

☆必要な持ち物

○山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書（受付会場に用意しております。）

○家屋の平面図の写し（全ての階の間取りが分かるもの）

○リフォーム計画図と見積書の写し（作成業者の印があるもの ※交付申請まで）

○代理人が手続きをする場合は委任状（申請者の印があるもの）

※提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な方はあらかじめ控えをお取りください。

補助対象となる商品は、山形県によるリストからお選びください。
施工業者は県内外問いません。



※公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限りま。

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/39355/chirashi2.pdf>